

◎四十七番（高橋秀樹君） 県民連合の高橋英樹であります。会派を代表いたしますして、質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

七月以降、変異株の感染が急速に進み、七月末には全国で一日の新規感染者が一人を超え、八月二十日にはこれまでの最多を記録し、本県においても変異株の影響と思われる事業所等でのクラスターの増加や家庭内での感染など、八月十一日には一日の新規感染者が最多の二百三十人となりました。

その間、本県では八月に福島県非常事態宣言の発出、まん延防止等重点措置の実施、県独自の集中対策を実施し、感染拡大防止に努め、国の分科会が示す指標の全てで改善が見られておりますが、一定数の新規感染者が現在も確認されており、予断を許さない状況が続いております。

現在県内では、約九割の高齢者へのワクチン接種が実施されているなど、ワクチン接種の効果が着実に現れてきております。一方で、三十代以下の新規感染者の割合が高くなってきており、早期にワクチン接種を進めていく必要があると考えます。

また、人口規模の大きい都市部では接種が遅れているなど、市町村によって接種の進捗状況にばらつきが生じております。

そこで、知事は新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

七月末頃から第五波と呼ばれる全国的な感染拡大の影響により、本県では八月においてこれまでの二倍を上回る二千九百五十一名の新規感染者数を記録し、クラスター発生数も四十六件と過去最多を更新するなど、過去の例を見ない感染状況となっております。

このような感染拡大に伴い、本県では福島市、郡山市、いわき市の三市に

まん延防止等重点措置、ほかの五十六市町村に県独自の集中対策を実施し、徐々にその効果は現れてきておりますが、感染力の強いデルタ株の影響により、これも予断を許さない状況が続いております。

このため、今後は感染の再拡大を想定し、病床や宿泊療養施設等の医療提供体制のさらなる整備が必要であると考えます。

そこで、県は今後の感染拡大に備え、医療提供体制の強化にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

コロナ禍により、従来の社会活動が非常に制限されておりますが、これまでの県民の皆様の我慢や不安、経済を正常化させたいという思いの中で、今後はあらゆる活動が活発化してくるのではないかと考えております。

また、県内でもワクチン接種が進んできてはおりますが、中には、「ワクチンを接種したから、うつらない。安心だ」という、マスクをしない方もいると聞いております。

国でもワクチン接種者の行動制限緩和の議論をしており、全体的に緩和ムードが強まってきているようにも感じております。今後第六波を避けるためにも、県民一人一人が油断せず、基本的な感染対策を継続していくことが重要であることを県民の皆様にもきちんと伝えていくことが必要だと思っております。

そこで、感染拡大防止の観点から発生状況の公表の在り方を検討すべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、産業振興についてであります。

中小企業者は、地域の経済、雇用を支え、住民生活の向上に寄与する極めて重要な役割を担っております。しかしながら、東日本大震災や本年二月の福島県沖地震など、県内の中小企業は頻発する自然災害に直面し、深刻な影響を受けております。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、飲食店を中心に多くの中小企業者の事業機会が大幅に縮小しており、売上げや顧客の大幅減から大変厳しい経営環境に置かれています。

このため、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している地域経済を支え、雇用維持を図るため、継続的な中小企業への支援が不可欠となっています。

そこで、県はコロナ禍で厳しい経営環境に置かれている中小企業者への支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

国は、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を実現するため、地方への企業の移転を促してきましたが、取引先との近接性や人材確保等の利便性もあり、首都圏への転入超過が続いておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業や経済に価値観の変化がもたらされており、人や仕事が地方に向かう新たな流れが生まれております。大手企業を中心に地方への移転や拠点の分散の動きが進んでおり、この好機を逃すことなく、取組を強化していく必要があると考えます。

そこで、県は首都圏等に本社を有する企業の県内への移転をどのように促進していくのかお尋ねいたします。

医療関連産業は、本県の復興を進める重点産業の一つとして位置づけられ、さらにはイノベーション・コースト構想において医療関連分野が重点分野に追加されるなど、関連産業の振興へのさらなる取組を進めていくことが重要となっています。

このような中で、県内企業からは、「医療関連産業をさらに発展させていくには、若い世代に対して早い段階から医療関連産業の魅力を発信すべき」という声が寄せられているなど、県内医療関連産業における人材育成の取組を強化していくことが期待されております。

そこで、県はふくしま医療機器開発支援センターを活用した医療関連産業の人材育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生から一年半以上が経過する中、福島空港においては、県内及び就航先での緊急事態宣言等の延長が続き、運休や減便の継続により、依然として厳しい状態が続いております。

一方で、ワクチン二回接種者等を対象として、県をまたぐ旅行や出張等の行動制限を緩和するなど、コロナと共存しながら社会経済活動を再開させる方向で検討が進められております。

特にビジネス需要について行動制限緩和が進めば、就航先とのビジネスの往来についても一定程度回復に向かうものと考えます。こうした動向を踏まえ、福島空港においてもビジネス利用を積極的に促進し、空港の利用回復を図っていく必要があると考えます。

そこで、県は航空需要の回復を見据え、福島空港のビジネス利用拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、第二期復興・創生期間の取組についてであります。

帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、来年春頃から再来年春頃の避難指示解除に向けて、除染や生活インフラなどの整備が進められております。

一方、特定復興再生拠点区域外については、これまで避難地域を抱える自治体からの要望にもかかわらず、国から今後の方針が示されなかったものの、先月三十一日、ようやく政府方針が決定され、帰還を希望する全ての住民が帰還できるように、避難指示解除の取組が進められることになったところであります。

帰還困難区域の復興再生に当たっては、特定復興再生拠点区域の整備をしつかり進めるとともに、特定復興再生拠点区域外についても政府方針を着

実に進めることが重要であり、また希望者だけではなく、全区域の除染、家屋の解体などができるように、国に求めていくことが必要であると考えます。

そこで、帰還困難区域の復興再生に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

先月、東京電力は四月に政府が示したALPS処理水の処分に関する基本方針を踏まえ、ALPS処理水の取扱いに関するこれまでの検討状況を取りまとめ、公表しました。

この報告では、約一キロメートルにわたる海底トンネルを経由したALPS処理水の放出や海域におけるトリチウムの拡散状況等を確認するためのモニタリングの強化、海洋放出に係る理解の熟成や風評の影響を抑制するための海洋生物の飼育試験など、ALPS処理水の取扱いに係る対策が示されました。

ALPS処理水の処分については、県民や国民の理解を得ることが重要であり、そのためには安全性の確保が大前提であります。

そこで、東京電力が示したALPS処理水の取扱いに関する設備の検討状況について、県はどのように対応していくのかお尋ねいたします。

最近CMでは、水素エンジンによるCO₂を排出しない車が二十四時間耐久レースを完走したことが紹介されるなど、水素は二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて不可欠な新エネルギーとして、認知度が高まっていると感じております。再エネ先駆けの地を目指す本県としては、水素社会の実現についても全国に先駆けて取り組んでいくことが非常に重要であると思えます。

このような中、本県においては、今年六月にトヨタ自動車と、県内において水素を活用した新たな未来のまちづくりに向けた検討を開始すると発表

しました。また、先月には有識者から成る再生可能エネルギー導入推進連絡会から、次期ビジョンの作成に関しては、「水素を使う社会の構築に当たっては具体的な数値目標を定めるべき」と提言がなされたところです。

そこで、県は水素社会の実現に向け、どのような目標を掲げて取り組んでいくのかお尋ねいたします。

県では、二〇五〇年までに脱炭素社会の実現を目指す福島県二〇五〇年カーボンニュートラルを本年二月に宣言したところであり、各分野で様々な取組が加速する中、CO₂排出量が全体の約四割とも言われている建築物における具体的な取組が重要であり、公共建築物が先導的な役割を担う必要もあると考えております。

県有建築物では、これまでも再生可能エネルギーや省エネルギー技術の率先導入を行っており、令和二年には須賀川土木事務所の整備において消費するエネルギーの収支をゼロとすることを目指す認証を取得し、運用を開始したと聞いております。

そこで、県は福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、県有建築物の整備や改修にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

本県の森林は、原発事故後十年を経過した今日においても、依然としてその影響を受け続けており、森林整備が十分に進まず、水源の涵養や山地災害の防止など、森林の持つ多面的機能の低下が懸念されるところであります。

このような中、かつての豊かな森林を取り戻すためには、ふくしま森林再生事業など、これまでの取組をさらに進めるとともに、放射性物質の状況を踏まえ、様々な主体による森林整備を図っていくことが重要と考えます。

そこで、県は第二期復興・創生期間における森林整備をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

次に、県づくりについてであります。

震災から十年半が経過しましたが、本県の復興は途上であり、頻発、激甚化する自然災害や現在進行形で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響など、県民は先の見えない様々な不安を抱えて日々の生活を送っている中であって、総合計画は本県が進むべき道しるべとなる県の最上位計画であることから、県は県民の生の声をしっかりと受け止めた上で策定すべきものと考えております。

議会としても、「新たな福島県総合計画」調査検討委員会を設置して議論し、去る八月二日に県民が主役となる総合計画、計画の着実な推進など五つの意見を知事に申し入れたところです。

そこで、新たな総合計画の策定に当たり、県民の意見をどのように反映させたのか、知事の考えをお尋ねいたします。

国が二〇三〇年代半ばまでに乗用車の新車販売で電動車一〇〇%を目指すことを示した一方で、地方、特に過疎・中山間地域においては、自動車の燃料供給はもとより、高齢者宅への灯油配達など、ガソリンスタンドは地域生活インフラの拠点となっております。

そうした中、昨年三島町の唯一のガソリンスタンドが後継者不足により、一時営業を終了しました。その後、県内で初めて公設民営方式により営業を再開させましたが、今後同様の事態となる地域があるのではないかと危惧しております。

先般ガソリンスタンドの経営多角化等の取組に対して国が支援を行うとの報道がありました。持続可能な地域づくりを進める上で、地域住民への安定した燃料供給体制の構築に向けた取組は大変重要であり、県は広域自治体としての役割を果たすべきと考えます。

そこで、県は過疎地域のガソリンスタンドの現状を踏まえ、どのように対

応していくのかお尋ねいたします。

県は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例を平成三十一年から施行し、障がいの者の社会参加促進や差別の解消などに取り組んでいるところです。しかし、障がいの者団体などの関係者の皆様からは、県民に広く浸透していないのではないかとこの意見も聞かれます。

私は、障がいの者の社会参加を促進するためには、県のみならず、事業者や関係団体などが手を携えながら、障がいの者それぞれの特性を理解し、生き生きと暮らしやすい環境をつくっていくことが何より重要であると考えております。

また、誤解や偏見などの障壁を取り去るために、県民一人一人が理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めていくことで、全ての県民が夢や希望を持ち、安心して暮らせる福島県をつくることができると考えております。

そこで、県は障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例の理念の実現に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。次に、農林水産業の振興についてであります。

本県の漁業は、本年四月から本格操業に向けた操業拡大を進めているところです。漁業者の皆さんにとっては、震災から十年の間、操業自粛を余儀なくされ、苦しい思いをされてきた中で、本格操業にかじを切ったことは漁業者の皆さんが待ち望んでいたところであります。

一方で、令和二年の水揚げ量はまだ震災前の二割弱にとどまっているなど、多くの課題が残っていると認識しています。漁業関係者が希望を持ち、安心して取り組めることが大切であり、操業拡大に向けた計画的な取組を県がしっかりと支援していくことが必要であると考えます。

そこで、県は漁業の操業拡大をどのように支援していくのかお尋ねいたし

ます。

現在コロナ禍における米国の住宅需要の急増などに起因して、日本への外国産材の輸出量が減少したことにより、国産材の需要が高まり、木材価格が急上昇する、いわゆるウッドショックと呼ばれる状況にあると聞いております。

この国産材価格の上昇をきっかけに、木材の生産が活性化し、森林所有者へより多くの利益還元がなされ、それが再造林など森林資源の循環利用につながれば、林業の成長産業化が実現するものと期待されます。

しかし、ウッドショックの先行きは不透明であるため、本県の豊かな森林資源を生かした林業や木材産業の持続的な発展を図っていくためには、外国産材の需給動向に左右されない安定した県産材の需要が確保されることが重要であると考えます。

そこで、県は県産材の需要拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が多く都道府県で継続され、県をまたいだ移動の制限や密を避ける行動の徹底など、国民生活に大きな影響が生じています。

また、飲食店等においては、時短営業や休業が断続的に続いており、本県が誇る品質の高い農産物の需要がさらに低迷するのではないかと危惧しております。

既に商業活動については、対面によるものからオンラインへと移行してきているように感じており、首都圏等の大消費地に直接赴いて県産農産物の販売促進に取り組むことが難しい状況においては、販売活動やPRにもオンラインを積極的に取り入れていく必要があると考えます。

そこで、県はコロナ禍においてオンラインを活用した県産農産物の販売促

進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、土木行政についてであります。

福島県沖を震源とする地震では、震源に近い浜通り地方を中心に公共土木施設の被害が発生しました。東日本大震災の復旧・復興が進む中、改めて地震に対する備えの必要性を感じたところであります。

県では、気候変動に伴う頻発化、激甚化する豪雨災害に対して、流域治水プロジェクトなど防災・減災対策を進めているところですが、国は豪雨災害だけではなく、切迫する大規模地震の発生も見据え、災害に屈しない強靱な国土づくりに向けた防災インフラ等の強化を推進することとしており、県でも東日本大震災の復旧・復興に加えて、大規模な地震を想定した対策に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、県は大規模な地震に備え、公共土木施設の整備にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

また、頻発化、激甚化する土砂災害の発生により、本年も七月から八月にかけて中部地方や九州地方において土石流が発生し、各地で貴い命が犠牲になったと報道がありました。

本県においても、令和元年東日本台風では、洪水被害と併せて土砂災害も広域に数多く発生し、県北地域では崖崩れにより貴い命を奪われるなど、県民の命と財産を守る土砂災害対策の重要性が浮き彫りとなりました。

県では、土砂災害対策として、施設整備によるハード対策と警戒避難を主体としたソフト対策を両輪として一体的に取り組まれているところですが、ハード対策は事業効果が大きい反面、多くの時間と予算を要し、直ちに県土全域を土砂災害から守るには限界があると感じております。

今後土砂災害から広く県民の命を守るためには、危ない場所を知らしめ、危ないときは避難することを基本とするソフト対策の充実が急務であると

考えております。

そこで、県は土砂災害警戒区域等についてどのように住民に周知していくのかお尋ねいたします。

自転車は、誰もが手軽に利用することができ、環境にも優しい移動手段であります。通勤通学、買物など日常的な移動から本格的なサイクルスポーツまで、健康面や観光分野も含め、自転車の人気が高まっております。

本県には、優れた自然や景観、魅力的な資源が豊富にあり、これらの環境をうまく活用し、広域的なサイクリングルートにすることが県民の健康増進や県内外からの観光交流人口の増加に有効であると考えます。

そこで、県は自転車の利用促進のための広域的なサイクリングルートをどのように構築していくのかお尋ねいたします。

次に、教育行政についてであります。

今年の全国学力・学習状況調査の結果によると、本県においては、小学校国語、中学校国語はおおむね全国平均ですが、小学校算数、中学校数学は全国平均を下回っており、低迷する状況が続いております。

学校では、授業に様々な工夫がされており、先生方は懸命に努力されておりますが、それが学力向上に反映し切れていないのではないかと感じます。

特に算数、数学の学習内容の定着は本県にとって長年の課題であり、これまでの対策以上に改善の余地があるのではないかと考えます。

教育は、将来子供たちが実社会において活躍する姿を目指してなされるべきであり、そのために児童生徒の学力向上は必要不可欠であります。

そこで、県教育委員会は全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、公立小中学校の児童生徒の学力向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、GIGAスクール構想が前

倒しとなり、小中学校の児童生徒一人一台端末の整備が整いつつあるところですが、ICT機器が整備された後は、子供たちのICTの活用方法や教員のICTの活用指導力など、機器を有効に活用できる力が求められると考えます。

また、ICT機器を手にした子供たちにおいては、SNS等のトラブルに巻き込まれず、情報社会の中でICTを適切に使用しながら、自分の行動に責任を持って活用していくことができるメディアリテラシーを身につけていかなければならないと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校において、ICT機器を使用した児童生徒の情報活用能力の向上にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

いじめ防止対策推進法の改正以来、本県では国が公表している問題行動等調査におけるいじめの認知件数が増加し、積極的にいじめを認知することで学校の早期に対応しようとする取組が広がっていると聞いております。一方で、今年三月の旭川におけるいじめの報道にあつたように、いじめをいじめと認識していない事案が後を絶たず、心を痛めております。

いじめは、どの子供にも起こり得るものとは言われておりますが、弱い者をいじめることは人として絶対に許されることではありません。大人がいじめは悪いと指導するだけでは、防止対策はなかなか先へ進まないと感じております。

そこで、県教育委員会は公立小中学校におけるいじめ防止にどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

夜間中学は、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育を未履修のまま卒業した方に対して教育の機会を提供してきました。現在は、本国において義務教育を修了していない外国籍の方や、不登校等により教育を受け

ないまま卒業した方で学び直しを希望する方に対して教育の機会を提供する重要な役割を果たしております。

このような中、本県においても夜間中学に対する期待が高まっており、七月に開催した夜間中学の設置検討委員会においては、県が検討している支援策について説明し、各市に対して設置に向けた検討を依頼したと聞いております。しかしながら、本県ではいまだ設置主体の決定には至っていない状況にあります。

そこで、県教育委員会は市町村による夜間中学の設置に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、県民の安全・安心についてであります。

県警察には、東日本大震災と原発事故発生直後から現在に至るまで、常に被災地に寄り添った活動を継続していただいていることに心から敬意を表するものであります。

被災地においては、帰還困難区域の避難指示解除等に伴う取組や住民の帰還等も徐々に進んでいる状況にありますが、こうした避難地域の安全・安心を確保するための県警察における治安、安全対策が今後さらに重要になっていくものと考えております。

そこで、被災地域における治安維持について、県警察の取組をお尋ねいたします。

昨今の大規模な災害において、県内にも様々な被害をもたらしております。これからの秋の台風シーズンを迎えるに当たり、大規模な台風等の災害が発生すれば、広域的な停電を伴う信号機の滅灯などによって、交通渋滞や各種事故が発生し、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、災害に伴う信号機滅灯に対する交通の危険防止対策について、県警察の取組をお尋ねいたします。

自転車は、先ほどもお話ししましたが、子供から高齢者まで幅広い人に利用されているものであります。また、温室効果ガスの削減、健康増進に大変期待されております。

一方で、自転車の利用は、自転車が軽車両であるという意識の下、車道通行の原則等の交通ルールを遵守するなど、交通安全の確保を図りつつ行わねばなりません。

そこで、自転車の安全利用についての条例案が今議会に提案されておりますが、県は自転車の安全利用にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたしまして、私の質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）高橋議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。

県内においては、まん延防止等重点措置や県独自の集中対策により、感染状況の各指標に一定の改善は見られますが、予断を許さない状況が続いております。こうした中、ワクチン接種は発症を予防するとともに、重症化リスクを低減し、変異株に対しても効果が認められており、感染拡大を防止する上で有効な手段の一つであります。

これまで市町村の要望や課題を聞き取り、接種の実施状況に応じたワクチンバンクによる自治体間のワクチンの融通や、医療従事者の確保が困難な場合には県立医科大学と連携をして医師の派遣を行うなど、市町村の円滑な接種を支援してまいりました。

これらに加え、さらなる加速を図るため、県内全域の県民を対象とする大規模接種について河野ワクチン担当大臣へ直接要望を行い、必要なワクチ

ンの確保にめどが立ったことから、十月初旬には各中核市との共同運営による接種を開始いたします。

引き続き、市町村や関係機関と連携の下、十一月までに希望する県民の皆さんがワクチン接種を受けられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、帰還困難区域の復興再生についてであります。

帰還困難区域につきましては、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの国の決意の下、平成二十九年、特定復興再生拠点区域を設定する制度が創設されました。

拠点区域においては、除染や家屋等の解体、インフラ整備などが進められ、来年春頃から再来年にかけて避難指示が順次解除される見込みであり、地元において希望の光が広がっております。

一方、拠点区域外については、震災から十年が経過しても避難指示解除に向けた道筋が示されていませんでした。地元からの「いつまで待てばよいのか」という切実な声を踏まえ、私はあらゆる機会を捉え、早急に方向性を示すよう訴え続けてまいりました。

こうした中、先月の政府方針において、二〇二〇年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるという方向性が示されたことは一歩前進と受け止めております。

しかしながら、帰還意向のない住民の土地や家屋等の扱い、住民の意向確認、除染の手法、範囲の具体化などの課題が残されております。国に対しては、引き続き地元自治体の意向を十分に反映し、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、最後まで責任を持って取り組むよう強く求めてまいります。

今後とも、住民の皆さんが一日も早くふるさとに帰還することができるよう

う、国や市町村と連携しながら生活環境の整備などを着実に推進し、帰還困難区域の復興再生に全力で取り組んでまいります。

次に、新たな総合計画についてであります。

令和元年七月に総合計画審議会で議論が開始されて以降、県議会での御議論をはじめ、市町村長や地域の皆さんとの意見交換、小学生から大学生を対象とした対話型ワークショップなど、多くの県民の皆さんに計画づくりに御参加いただきました。

特に未来を担う子供たちからは、「一度県外に出てもまた戻って来たくなくなる、福島県出身であることに誇りを持てる県になってほしい」と願う声に加え、「福島のよさや正しい情報を発信したい」、「伝統を大切に残して、多くの人に広めたい」といった意見が出されております。

私は、若者たちが地域に関心を持ち、愛着を感じながら、真剣に本県の将来を考えていることに深く感銘を受けました。こうした貴重な御意見と、震災からの復興再生や人口減少対策など、本県が直面する課題を踏まえ、新たな計画では県づくりの理念を三つ据えることにいたしました。

一つ目は、多様性に寛容で、差別なく共に助け合うこと。二つ目は、変化や危機にしなやかで強靱であること。三つ目は、魅力を見いだし、育み伸ばすこと。この三つの理念の下、目指す将来の実現に向けては、県民の皆さんをはじめ、市町村、企業や民間団体など、あらゆる主体との連携協働が重要であります。

今後とも、これまでの経験の中で培ってきた本県に心を寄せてくださる方々との御縁や絆を大切にしながら、県民の皆さんお一人お一人が未来への希望を持ち、豊かさや幸せを実感できる県づくりを進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

(危機管理部長大島幸一君登壇)

◎危機管理部長(大島幸一君) お答えいたします。

ALPS処理水の取扱いにつきましては、先月東京電力から、放水立て坑を活用して海水による希釈の状況を直接確認することや、沿岸から約一キロメートル離れた場所から放水することなど、安全確保のための設備や運用方法に関する検討状況が示されました。

このため、県では先月開催された国の廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会において、東京電力に対し、関係団体や自治体等へ内容をしっかりと説明し、理解が得られるよう取り組むことを求めたところであります。

今後は、国に実施計画が提出された段階で、国が行う審査と並行して、県においても専門家の意見を伺いながら設備等の安全性を確認してまいります。

(企画調整部長橘 清司君登壇)

◎企画調整部長(橘 清司君) お答えいたします。

水素社会の実現につきましては、これまで県民にとって身近で実用化が進んでいる燃料電池自動車の導入推進等に取り組んできたところであり、今後さらなる導入拡大を図る上で水素の供給量を増やしていくことが必要不可欠であります。

これまでの登録台数や現在開発が進められているトラックなどの業務用燃料電池自動車の今後の導入を見据え、目標として二〇三〇年までに設置式の水素ステーションを二十基整備することを県の新たな総合計画や年内に改定予定の再エネ推進ビジョンに位置づけることとしております。

引き続き、国や事業者等と連携の下、全国に先駆けた水素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、過疎地域のガソリンスタンドにつきましては、人口減少や後継者不

足などにより経営が厳しい状況にある中においても、住民生活や産業活動に不可欠な拠点であると認識しております。

県といたしましたしては、過疎地域の市町村によるガソリンスタンド機能の維持に関する検討に参画するとともに、国に対し支援策を講じるよう働きかけを行ってきたところ、来年度の概算要求において補助制度が新設されることになりました。

引き続き、国に対し確実な予算の確保を求めていくとともに、関係市町村に対し、運営方式や就業人員の確保等の方策について必要な助言や情報提供を行うなど、市町村に寄り添い、丁寧に対応してまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

自転車の安全利用につきましては、これまで交通安全運動期間を中心に地域での街頭啓発のほか、様々な広報を通じて自転車の安全確保や交通ルールの遵守を呼びかけてまいりましたが、自転車は誰もが気軽に利用できる身近な乗り物である一方、自転車が関係する交通事故が毎年発生していることから、このたび自転車の安全で適正な利用を促進するための条例を制定することといたしました。

条例では、交通安全教育や点検整備の推進、損害賠償責任保険への加入の義務化などを規定しており、今後県民に条例の基本理念の理解と安全利用の取組の実践を促進するため、関係機関による会議を立ち上げ、連携協力してしっかりと取り組んでまいります。

（保健福祉部長伊藤 剛君登壇）

◎保健福祉部長（伊藤 剛君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制につきましては、感染者急増時の対応方針に基づき、病床や宿泊療養施設について必要な整備を行ってき

たところであります。

今後の感染拡大に備えるため、感染力の強い変異株の流行や新型コロナウイルススワクチン接種の効果、重症化を防ぐ新たな治療法など、様々な要因を分析して感染者の急増に対応できるよう、さらなる病床を確保するとともに、宿泊療養施設の有効活用を図るために受入れ体制の再点検を進め、引き続き医療機関と連携しながら医療提供体制の強化に取り組んでまいります。

次に、発生状況の公表につきましては、感染拡大防止や県民の不安の軽減につながることを重要であると考えております。

そのため、クラスターが発生した際には、注意喚起をするために、不特定多数の方への感染拡大のおそれがある場合や、感染防止対策を講じていないことが感染拡大の要因であると考えられる場合などは、発生地域や店舗名、業態等を公表することとしております。

また、個人が特定されないよう配慮しながら、感染リスクがどこにあったのかなど、感染対策が具体的にイメージできるように、分かりやすい公表に努めているところであります。

今後も発生状況の公表が感染拡大防止につながるよう、しっかりと対応してまいります。

次に、条例の理念の実現につきましては、全ての県民が障がいに関する理解を深めることや、障がいのある人が社会活動に参加する機会を確保することが重要であると考えております。

このため、障がいを理由とする差別事案の解決に向けて必要な助言及び情報提供を行う差別解消推進員を配置し、障がいへの理解を深めるとともに、障がい者芸術作品展の開催を通じて社会参加の促進を図ってまいりました。

引き続き、障がいの有無にかかわらず、全ての県民が共に生きる社会の実

現に向けて取り組んでまいります。

（商工労働部長安齋浩記君登壇）

◎商工労働部長（安齋浩記君）お答えいたします。

中小企業者への支援につきましては、県制度資金により事業者の資金需要に応えるとともに、新しい生活様式に対応するための補助金や新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、本県版一時金の交付などを実施しているところであります。

今後とも、県の特別資金による金融支援や融資後の据置き期間の延長等、経営状況に応じた柔軟な対応についての金融機関への働きかけ、オールふくしま経営支援協議会における経営改善方針の提示、商工団体等を通じた伴走型経営支援や専門家派遣など、関係機関と連携しながら、中小企業者の実情に応じたきめ細かな支援に取り組んでまいります。

次に、首都圏等に本社を有する企業の県内への移転につきましては、これまで企業立地補助金を活用した生産拠点の新設のほか、税制上の優遇措置により、管理や研究開発部門等の本社機能の移転を支援してまいりました。

今般の新型感染症の拡大により、テレワークやウェブ会議が急速に普及し、企業の働き方やオフィスに関する考え方に大きな変化が生じ、地方移転の流れが加速していることから、今後県内の立地環境の優位性について情報発信を強化するとともに、移転が見込まれる企業に対する個別の働きかけを行うほか、新たに従業員の転居費用の補助制度を創設し、本社機能の県内への移転をさらに促進してまいります。

次に、医療関連産業の人材育成につきましては、これまでふくしま医療機器開発支援センターにおいて、大学院生等に対し、医療機器の開発手法を学ぶ実践的な育成プログラムを実施するとともに、新規参入を目指す企業を対象に法規制等に関する研修を行ってまいりました。

今年度は新たに、高校生を対象に、最新の医療機器に触れ、安全な医療機器を開発するための同センターの役割や開発企業の技術を学ぶ体験学習会を開催したところであります。

引き続き、本県医療関連産業の魅力を積極的に発信するとともに、同センターの機能を有効に活用した技術者等の研修や訓練を行うなど、医療関連産業の将来を担う人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

（農林水産部長小柴宏幸君登壇）

◎農林水産部長（小柴宏幸君）お答えいたします。

第二期復興・創生期間における森林整備につきましては、原発事故から十年が経過し、森林における放射性物質の影響が変化していることを踏まえた取組を進めることが重要であります。

このため、放射性物質の影響が強く残る地域においては、引き続き市町村等を主体とするふくしま森林再生事業や広葉樹林再生事業などを活用した森林整備を推進するとともに、その他の地域においては、一般造林事業や森林環境基金事業による森林所有者等の自発的な森林整備に加え、森林経営管理法に基づく取組を促進することにより、今後とも森林整備を積極的に推進してまいります。

次に、漁業の操業拡大につきましては、流通、加工業と連携し、計画的に増産を進める必要があることから、地区や漁港ごとに漁協や流通業者、県などで構成する協議会で増産の目標と取組を示した漁業復興計画を策定し、水産資源の持続的利用や県産水産物の競争力強化の提案のほか、計画に基づく新船の建造や担い手の育成等の支援をしております。

これまでに三つの計画が策定され、昨年九月から取組を開始した底引き網漁業では初年度の目標を上回る水揚げ量となっております。

今後は、船引き網や刺し網漁業等について計画の策定を支援するとともに、

産地仲買人の共同出荷や競争力の高い加工品の開発等による新たな販路の開拓、消費者の購入機会の創出など、操業拡大を総合的に支援してまいります。

次に、県産材の需要拡大につきましては、公共建築物の木造化、木質化の支援に継続的に取り組むとともに、新たな需要を開拓するため、県内事業者が行う大規模な木造建築向けの耐火集成材等の製品開発や首都圏などに向けた木材製品の販路拡大を支援しているところであります。

さらに、近年増加している大口径の丸太について、幅広い用途で継続的な利活用が図られるよう、製材業者が生産者との協定に基づき調達した丸太の加工経費などを支援しております。

今後とも、これらの取組を通して県産材の需要拡大を積極的に進めてまいります。

次に、オンラインを活用した県産農産物の販売促進につきましては、売上げが好調なオンラインストアでの販売支援や生産現場と大消費地の卸売市場をリモートで結んだトップセールスを行ってまいりました。

今年度は、新たに首都圏等の飲食店などを対象とした県内産地の視察ツアーや生産者と外食企業をマッチングする商談会にオンラインを活用して取り組んでおります。

さらに、県外量販店でのトップセールスでは、モニターを通して知事が消費者一人一人に県産農産物のおいしさ等を語りかけ、消費者や量販店から現地に赴いて行うPRと同等の高い評価をいただいております。

今後とも、オンラインストアの新規出店者の増加を図るなど、県産農産物のさらなる販売促進に取り組んでまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

カーボンニュートラルの実現に向けた県有建築物における取組につきましては、新築はもとより、改修においても、断熱性能の向上や高効率機器の導入による消費エネルギーの削減とともに、太陽光などの再生可能エネルギーの活用を進めていくことが重要であります。

本年度は、一定の省エネルギー基準を達成し、ZEB認証を取得した須賀川土木事務所での実績を検証し、省エネや再エネの技術を効果的に取り入れるためのガイドラインを策定することとしており、引き続き関係部局との連携を強化しながら、県有建築物におけるカーボンニュートラルの推進に積極的に取り組んでまいります。

次に、大規模な地震に備えた公共土木施設の整備につきましては、橋梁や港湾の岸壁などの耐震対策とともに、東日本大震災からの復旧・復興事業による海岸堤防や防災緑地の整備など、津波に対する防災力の向上に取り組んできたところであります。

今年二月に本県沖を震源とする大きな地震が発生し、今後も大規模な地震に備えることが重要であることから、速やかな住民の避難や確実な物資の輸送を行うため、緊急輸送路の整備や市街地における無電柱化等を重点的に実施し、道路ネットワークの強化を図るとともに、地域の産業を支える港湾、漁港や、生活に不可欠な下水道施設など、公共土木施設の耐震機能の向上にしっかりと取り組んでまいります。

次に、土砂災害警戒区域等につきましましては、令和元年九月までに基礎調査を完了した七千九百八十三か所のうち、八月末時点で七千三十八か所を指定しており、引き続き残る九百四十五か所について指定の進め、今年度末までに全箇所を完了させる予定であります。

区域の指定は、大雨などの際に住民の避難に確実に結びつくことが最も重要であることから、指定した箇所については、これまで実施してきた県の

ホームページへの掲載に加え、指定区域の範囲や早期避難の呼びかけを表示した標識を日頃から地域住民の目に留まる場所に設置するなど、土砂災害から住民を守るための周知にしっかりと取り組んでまいります。

次に、広域的なサイクリングルートにつきましては、自転車の利用促進を目的に策定した福島県自転車活用推進計画に基づき、七つの地域ごとにルートを設定し、魅力あるサイクリング環境の創出を図ることとしております。

ルートの設定に当たっては、各地域においてワークショップを開催し、健康づくりや観光振興などの観点から幅広い意見を取り入れながら、快適な利用のための休憩所や案内標識などを整備するとともに、関係団体等と一体となり、サイクリストを受け入れる体制の充実を図るなど、初心者から上級者まで多くの利用者が楽しむことができるサイクリングルートの構築に取り組んでまいります。

（観光交流局長國分 守君登壇）

◎観光交流局長（國分 守君）お答えいたします。

福島空港のビジネス利用拡大につきましては、本県の社会経済活動の維持回復に向け、需要喚起につながる効果的な取組を進めることが重要であると考えております。

県内外へのセールス活動はもとより、隣接県や就航先の企業等を対象とした試乗キャンペーンやキャッシュバックキャンペーン、さらには福島空港サポート企業への利用実績に応じた県産品プレゼントなど複合的な取組を展開しながら、ビジネス利用の拡大にしっかりと取り組んでまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

公立小中学校の児童生徒の学力につきましては、全国学力・学習状況調査

の結果において、算数、数学に依然として課題があることが明らかになっております。

現在、県、市町村、学校において結果の詳細な分析を進めているところであり、今後県学力向上対策会議を開催し、効果的な対策について議論、検討してまいります。

また、既に課題として明らかな図形領域については、指導資料を作成し、指導主事が学校を訪問して具体的な活用方法を示すほか、教員向けにオンライン研修を実施して算数、数学の授業の改善に努めるなど、未来を担う子供たちの学力の向上にしっかりと取り組んでまいります。

次に、ICT機器を使用した児童生徒の情報活用能力の向上につきましては、機器の通信機能を生かした授業の充実に加え、適切に情報を扱う技能とモラルの育成を両輪で進めることが重要であると考えております。

このため、県内七地区二十八のモデル校において、一人一人の学習状況に応じてAIが支援するアプリを用いた授業や、身近な事例を基にSNS上に潜むトラブルを回避する力を育む授業などの実践を積み重ね、事例を蓄積しております。

今後は、公開授業や研修会等でその効果的な指導法を広く県内に普及することを通して、児童生徒の情報活用能力の向上に取り組んでまいります。次に、公立小中学校におけるいじめ防止につきましては、子供たち自身がはじめと真剣に向き合う機会をつくることが大切であると考えております。このため、今年八月、いじめ防止に積極的に取り組む浜・中・会津の三つの中学校をオンラインで結び、生徒同士の交流会を初めて開催いたしました。

この中では、全校生徒の意見をまとめてSNSによるいじめを防止するスローガンをつくった取組などを紹介し合い、自分たちの言葉や行動にはい

じめを止める力があることを改めて認識していました。

今後は、この交流会の成果を教員研修等を通して県内の小中学校に紹介し、子供たちが自らいじめに向き合う力を高めてまいります。

次に、夜間中学の設置につきましては、七月の設置検討委員会において、準備費用や人件費の一部負担など県としての支援策をお示しし、県内各市を中心に御検討いただいているところであります。

今後は、使用施設や教職員の配置など設置に係る相談にお答えしたり、学習内容や時間割などについて助言したりするとともに、県として引き続きニーズ調査を行い、その結果を提供するなど、各市町村において設置に向けた見通しが持てるよう支援してまいります。

（警察本部長児嶋洋平君登壇）

◎警察本部長（児嶋洋平君）お答えいたします。

被災地域における治安維持につきましては、東日本大震災発生直後から継続して県警察の最重要課題と位置づけており、被災地域の安全・安心を確保するため、パトロール活動や検挙活動等の犯罪抑止対策と交通規制や交通指導取締り等の交通安全対策を関係機関、団体等と連携を図りながら強力に推進しているところであります。

県警察といたしましては、引き続き、避難されている方々の帰還状況、交通量の変化、復興に関わる各種事業の進展など、被災地域の治安情勢に応じた諸対策を的確に推進してまいります。

次に、災害に伴う信号機滅灯に対する交通の危険防止対策につきましては、信号機の滅灯による道路交通の混乱を防止するため、停電発生時に自動で電源を供給する電源付加装置を県内の幹線道路等の主要な交差点六百十カ所の信号機に整備しているところであります。

また、電源付加装置が整備されていない信号機につきましては、外部から

の電源確保が必要であることから、搬送可能な発動発電機を警察本部及び県内の全警察署に配備し、信号機への接続訓練を行うとともに、滅灯時の交通整理などの訓練も実施しております。

今後とも、電源付加装置の整備等を推進し、大規模災害発生時における交通の安全と円滑の確保に努めてまいります。